

入札制度改革と総合評価方式

滋賀県愛荘町役場管理課 課長補佐 きたがわ もとひろ
北川 元洋

1. はじめに

あいしょう
愛荘町は、滋賀県の琵琶湖の東部、湖東地域に位置し、鈴鹿山系からの豊かな清水と自然にめぐまれ、古代からの重要な歴史、文化を有しています。愛荘町は、平成18年2月、依智秦氏ゆかりのまち「秦荘町」と中山道の宿場町「愛知川町」が合併して生まれた、人口約2万人の町です。

この地域は、古くから開けた土地で、条里制による土地制度の遺構が多く残っています。湖東三山として知られる金剛輪寺は聖武天皇の勅願により行基が開山しました。また、ガラスびんの中に色鮮やかな手まりを入れ込んだ、びん細工手まり、国の伝統工芸品である近江上布、さらには太鼓づくり等の伝統工芸が数多くあります。

2. 入札制度改革への取り組みと現状

当町の入札参加資格者名簿に登録されている町内の建設業者の数は、約40社（平成20年度）です。

当町の入札制度改革の始まりは、合併後の初代、村西俊雄町長（現1期目）の選挙公約が「一般競争入札の導入」であったことからでした。合併前の旧町時代の建設工事の入札形態は、両町とも「指名競争入札」と「随意契約」でした。こうした状況下での入札制度改革は容易なものではありませんでした。近隣の市町においても、一般競争入札の導入事例は少なく、短期間での制度構築には大変苦慮しました。

こうした中、平成18年度（初年度）、土木一式

表—1 平成20年度建設工事発注方式【土木一式工事】

	区 分					
予定価格	500万円未満	500万円以上 1,500万円未満	1,500万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上 4,000万円未満	4,000万円以上 1億円未満	1億円以上
発注方式	指名競争入札	条件付一般競争 入札	条件付一般競争 入札	条件付一般競争 入札	条件付一般競争 入札	条件付一般競争 入札
審査事項評点 (町内・準町内の場合)	700点未満	750点未満	700点以上 800点未満	750点以上	800点以上	800点以上
総合評定値 (上記以外の場合)				900点以上 1,000点未満	900点以上 1,000点未満	1,000点以上

(注) 審査事項評点とは、町独自の総合評点値（客観点のみ）。

表—2 入札形態別 建設工事平均落札率

入札形態	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	発注件数	落札率	発注件数	落札率	発注件数	落札率
指名競争入札	33件	89.89%	26件	89.78%	8件	90.17%
一般競争入札	23件	79.63%	27件	76.23%	18件	77.38%

(注) 平成20年度は平成20年9月末現在。

工事では予定価格1,500万円以上(平成20年度は、500万円以上)を条件付一般競争入札で発注することになりました。さらに、3,000万円以上は町外建設業者も参加できることとなり建設工事の入札での競争性は高まりました。

当町の建設工事の年間発注件数は約60件、請負工事総額は約13億2,000万円(税込み・平成19年度実績)。このうち、一般競争入札は26件で、請負総額は11億7,600万円。平均落札率は、指名競争入札が89.78%、一般競争入札が76.23%となっています。

予定価格は事前公表とし、最低制限価格は事前事後とも非公開としています。低入札価格調査制度は導入していません。

一般競争入札は、公告から入札までの期間が長く、工事着手までに時間を要することが懸念されがちですが、当町では公告後約30日後に入札を行うスケジュールで事務を進めています。そのため、工事担当課は、指名競争入札に比べ早めの設計書作成を強いられませんが、2年が経過した現在では、工事担当課の努力により、スムーズに事務を進めることができています。

また、条件付一般競争入札では、事前審査方式をとっており、当初は参加業者にも戸惑いがありましたが、この点においても今日まで大きなトラブルもなく執行できています。

ちなみに、当町では、平成19年度から試行的に郵便入札にも取り組んでいます。

3. 総合評価方式と一般競争入札

当町では、平成19年度、試行として1件の総合評価方式に取り組みました。

対象は予定価格約1億3,000万円の下水道工事で、国道8号を縦断方向に、開削工法により自然流下の直径200mmの管を埋設するもので、施工延長約860mの夜間工事でした。

当町の条件付一般競争入札の参加条件の主なものとして、①参加業者の所在地を求めた地域要件、②参加業者の過去の工事实績、③配置予定技術者の資格、工事实績等を求めています。総合評価方式の導入は、初めての試みでもあることから、当初は業者の施工能力のみを求める特別簡易型での検討を行いましたが、すでに当町では、これらの項目は一般競争入札の参加要件として求めていることから、簡易な施工計画を求める簡易型へチャレンジすることにしました。

しかしながら、施工計画を求めることは、容易ではありませんでした。何を求めるか、どのような文面にするか、さらには、その内容が具体的過ぎれば提案が偏り業者の考える余地がなくなったり、逆にアバウトすぎると求めている展開がずれたり等の課題が浮き彫りとなってきました。そのため、再三、担当課と協議を積み重ね滋賀県の助言を求めました。

4. 簡易型施工計画の審査方法

今回の総合評価方式は除算方式を採用し、「施工計画」6点、「企業の施工の能力等」14点の加算点合計20点で行いました。

施工計画は、総合評価方式の対象工事が夜間工事でもあることから、安全管理の次の2点について提案を求めました。

① 施工後(仮舗装後)の段差、沈下、わだち等、緊急復旧への対応体制について施工計画を

表—3 評価項目と加算点

分類	評価項目		評価内容	配点	加算点	加算点の評価方法	記載様式番号
施工計画（注）1	安全管理		1 施工後（仮舗装後）の段差，沈下，わだち等，緊急復旧への対応体制について施工計画を求める	6	20	3段階（優・良・可）で評価し，それぞれ配点は3点，1点，0点とする	様式-1（その1）
			2 夜間工事における振動，騒音，交通処理の対応について施工計画を求める			3段階（優・良・可）で評価し，それぞれ配点は3点，1点，0点とする	様式-1（その2）
企業の施工能力等	企業の施工能力	過去10年間 の同種・類似工事の施工実績の有無 平成9年度以降に元請として完成・引渡し完了したもの（共同企業体構成員としての実績は，出資比率が20%以上の場合に限る）	企業としての工事施工実績	3		同種工事の実績があれば3点 ^{（注2）} ，類似工事の実績があれば1点，同種・類似工事实績がない場合は0点	様式-2
	配置予定技術者の能力	監理技術者の保有する資格年数	配置予定技術者の資格の保有年数	2		監理技術者資格者証の初回交付後5年以上経過している技術者2点，上記以外の技術者0点	様式-3
		過去10年間 の主任（監理）技術者の同種・類似工事の施工経験の有無 平成9年度以降に元請として完成・引渡し完了したもの（共同企業体構成員としての実績は，出資比率が20%以上の場合に限る）	配置予定技術者の工事施工経験	3		同種工事の実績があれば3点 ^{（注2）} ，類似工事の実績があれば1点，同種・類似工事实績がない場合は0点	様式-3
	地域精通度	地域内における本支店，営業所の所在地（契約先）	本支店，営業所の所在地	3		愛荘町に本店があれば3点，湖東地域振興局管内に本店があれば1点，上記以外の場合0点	—
		過去10年間 の愛荘町内での工事实績の有無 平成9年度以降に元請として完成・引渡し完了したもの（共同企業体構成員としての実績は，出資比率が20%以上の場合に限る）	企業としての工事実施場所での工事实績	3		愛荘町における工事实績として，国・県・公団の工事3点，町の工事2点，その他の工事1点 愛荘町とは，旧町の愛知川町，秦荘町を含む。	様式-4

（注）1. 技術提案書（施工計画書に係る技術的所見）の記載内容が適正でない（未記載を含む）場合は競争参加資格を認めない。

2. 同類工事・類似工事は次のとおりとする。

同種・類似工事の設定 同種工事：国道、県道、市道、町道において掘削を伴う夜間工事（夜間での施工延長が100m以上）

類似工事：国道、県道、市道、町道において掘削を伴う夜間工事（夜間での施工延長が100m未満）

求める。

② 夜間工事における振動、騒音、交通処理の対応について施工計画を求める。

そして、それぞれについて、『優』（加算点3点）、『良』（加算点1点）、『可』（加算点0点）の

3段階について評価を行いました。しかし、評価をどのように行うか、この点についても苦慮いたしました。「企業の施工能力等」については、参加業者自らでも加算点が算出できますが、「施工計画」は発注者側の裁量の範ちゅう、いわゆるシ

表—4 総合評価採点手順

採点は、下記の手順をお願いします。

1. 施工計画

今回の提案項目は2点です。各項目については複数の提案が記述されています。

採点方法

採点は、項目単位で行ってください。

(注) 提案内容は項目ごとに複数記述されています。そのため、1項目内に例えば『優』が一つでもあれば、その社の提案評価は『優』とします。



まず、最初に提案内容全てに目を通してください。



再度、1項目についての各社の提案に目を通し、「通常行為の提案（工夫がされていない通常の行為）」のものにチェックをしてください。この提案を『可』とします。



提案の内容が全て『可』の場合、総合評価総括表に『可』と記述ください。



次に、『可』とチェックのされていない項目について評価を行います。通常行為より少し工夫がしてあるもの1点を仮に基準案として『良』と位置づけ、この基準案を基に他の提案を評価し『良』または『優』の判断をしてください。全ての評価が終わりましたら、全体のバランスを見極め決定してください。



項目の中に『優』が一つでもあれば、その社の提案は『優』と評価してください。その他は『良』となります。



評価のうち『良』または『優』であるが、現場の諸条件から実施不可能なものは、別にチェックし総括評価総括表にその旨、記述ください。（その旨業者に連絡します）

ークレットゾーンとなり、求められる公正透明な入札執行から離れないようにしなければなりませんでした。

私の部署、管理課では、契約・検査担当に私を含め2人、さらには検査専門の嘱託職員1人がいます。そこで、管理課2人、工事担当部署2人の職員で採点を行うことにしました。これら4人には、各参加業者から出された施工計画書の業者名を伏せ、A,B,C...で表示し、配布。そして、次の要領で採点を行ってもらいました。

4人から提出された結果は、各業者別にまとめ、最も多い採点をその業者の加算点としました。結果、『優』は1提案のみで大半を『良』が占めました。

なお、『良』『優』で現場の諸条件から実施不可能なものは、その旨を別に拾い上げてもらい、業者に事前連絡するようにしました。

5. 開札の結果

入札には、7社の参加があり、施工計画の最高加算点は4点、企業の施工能力の最高加算点は12点でした。合計加算点の最高点は15点、最低点は5点でした。

これらの評価結果については、事前に学識経験者（県職員2人）の了解を求めておき、入札会場にPCを持ち込み、事前に入力しておいた、技術評価点を応札金額で除して、落札者を決定しました。結果、技術評価点が最も高く、応札価格の最も低い者が落札となり、落札率は76.91%でした。入札後、参加業者から「文章力がよければ点数が高いのか」との意見もありましたが、「文章で表現できないものは、図示することで補い、文字で表すことも技術力の一つ」と回答しました。

6. 今後の課題

ある意味、総合評価方式は入札制度改革の歯車だと思っています。改革を進め、過度に競争性が増すとダンピング等の弊害が生じてきます。これらを食い止めるためには、最低制限価格の設定、低入札調査制度の実施等が考えられますが、価格面だけではない総合評価方式もその手段の一つと考えます。

条件付一般競争入札の場合、総合評価方式で求める企業の施工能力は、必然的に参加資格要件となってきます。そのため、やはり施工計画の提案を求めることが必要ではないかと考えます。しかし、提案の求め方については、発注者側の経験あるいは技術力、文章力等が必要となってきます。全国からこのような施工計画を求めた事例を集め情報を共有できるものがあれば、今後の展開においておおいに役立つと考えます。

当町では、平成20年度も総合評価方式1件で施工計画を求めました。今回も下水道工事で、施工延長約600mの未舗装の道路に開削工法で直径200mmの下水道管を埋設するものでした。道路の路肩は土、道路幅員は約2m程度で、片側は水田、逆側は素掘り水路の現状でした。こうした状況から、施工計画は施工管理について、次の提案を求めました。

① 道路幅員が狭い個所での工事であり、施工による路肩や既設水路の崩壊を防ぐ対策（施工方法、注意点等）について施工計画を求める。

総合評価方式で施工計画を求めることは、施工業者に工事現場における注意点を促すことができる利点も兼ね備えていると考えます。また、施工計画を求めることで、設計に盛り込まれていない業者の経験から生み出された独自の安全対策や仮設等が講じられ、工事施工時の安全性等がさらに保たれると考えます。しかし、当町の場合、入札参加業者のほとんどは中小企業であるため、施工計画を求める総合評価方式の波に乗れなかった

り、提案内容が一般的な表現にとどまっていたり等の課題が残ります。

参加業者の提案した施工計画は、企業の技術ではありますが、地域建設業の健全な技術発展を願うには、業者名を伏せ、各社の提案を公表することも必要ではないか、ひいてはこのことが地域建設業の技術向上にも繋がるのではと考えます。

7. まとめ

入札制度改革は、試行錯誤しながら、構築されるものだと思います。入札制度は、改革と隣り合わせです。住民ニーズには、公共投資は安ければいいという考えがありますが、建設工事は住民財産の構築です。また、「安価な契約金額でも検査をしっかりとすればいい。」といった声を聞くこともあります。しかし、そこにも限界があり、供用後にその品質が結果として現れてくる場合もあります。特に建設工事は、競争によってその価格が決定されます。適正な価格を決定するためにも、品質を確保した上で競争性を高めることが行政の責務だと思います。

全国的にも入札契約制度の改革を推進しようとする自治体会議（今年度は愛知県豊田市で「入札改革フォーラム2008in豊田市」が10月16日、17日開催）なども毎年開催されています。この会議の中においても、総合評価方式が話し合われました。

すべての入札で総合評価方式を採用することは、公告から入札までの日数を要する（当町の場合約45日）ことや、参加業者の能力等によってすぐの対応が難しいなどが考えられます。しかし、今後も総合評価方式をうまく活用し、工夫をもって望んでいきたいと思っています。例えば、当町では3,000万円以上の工事から町外建設業者が参入できることから、地域建設業の健全経営を図るねらいから、施工計画で施工体制図を求め、下請として町内建設業者が活用される方策も研究していきたいと考えています。